

お客様各位

TP形電線分岐用碍子

TP-B2形の適用方法

TR1304

平成25年11月
泰和電気工業株式会社

営業技術部 伊藤



貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
TP形電線分岐用碍子の適用方法についてご報告いたします。ご検討の上ご査収の程宜しくお願
いたします。

1. はじめに

TP形電線分岐用碍子TP-B2形において、適用する装置として認定キュービクルには使用でき
ない旨を表示しております。その理由について本資料にて説明いたします。

2. キュービクル式非常電源専用受電設備の認定条件

キュービクル式非常電源専用受電設備(以下「認定キュービクル」と記載します)は、JISC46
20 (キュービクル式高压受電設備)に全て適合し、なおかつキュービクル式非常電源専用受電設備
認定基準(キュービクル認定委員会)に従い、キュービクル式非常電源専用受電設備基準(昭和50年5
月28日 消防庁告示第7号・改正告示8号)に適合していなければなりません。

3. 碍子が適用される規格

認定キュービクルに使用する碍子は、次のいずれかの規格に適合することが決められています。

① JISC3814 屋内ポスト碍子

磁器またはガラス製の多ひだ形碍子について規定

② JISC3851 屋内樹脂製ポスト碍子

樹脂製の碍子について規定。TP-B2はポリプロピレン樹脂を使用していますの
でこちらに規定に対応します。

これらの規定では電気的な特性、機械的な強度などのほかに碍子の形状・寸法を詳細に規定してい
ます。

一例として、②で規定している形状の図面を図1. に示します。ここで碍子の下部はボルト受けが
できる穴とすることが要求されております。

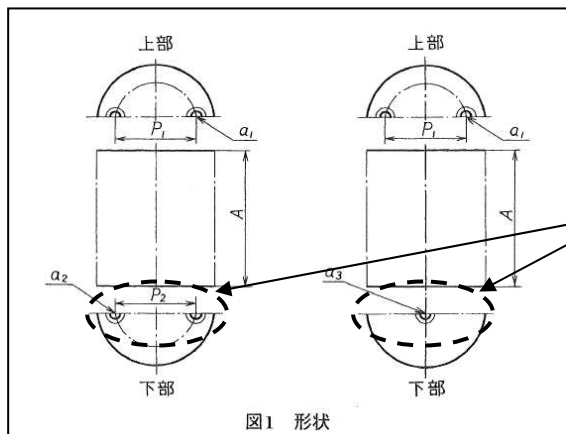


図1. JISC3851 図1 形状より

碍子の下部は、ボルト受けできる穴をあける構造となっています。

弊社のTP-B2形の外形を図2. に示します。

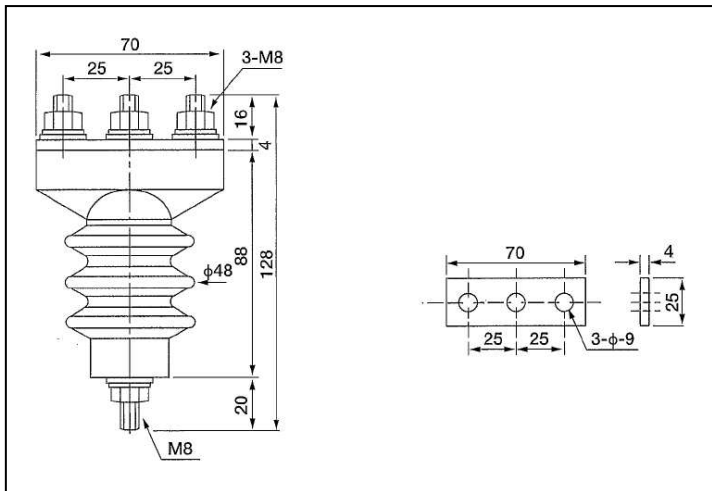


図2. TP-B2 外形図

4. TP-B2が、認定キュービクルに使用できない理由

上記説明しましたように、認定キュービクルに使用する碍子は3項の①か②のいずれかに適合しなければいけません。TP-B2形は碍子下部の取付方法において、ボルト受けではなくボルトが本体に組み込みとなっており、規格要求の形状に合致していません。認定キュービクルに使用する部品類は、規格適合性を非常に厳密に要求していることより、弊社としましては、形状が異なる本製品に関して、認定キュービクルに適用できないと判断しております。

5. まとめ

認定キュービクルは消防用の非常電源設備として使用されることより、使用する部品・用品類に対して適用される規格に厳密に合致していることが要求されております。そのため、弊社としては、通常の使用状態では十分な性能を有する製品であっても、たとえ僅かであれ規格要求事項との相違がある場合は、認定キュービクルには使用しないように注意喚起を行っております。

電線分岐用碍子TP-B2形において、このような考え方に基づいて「認定キュービクルにはご使用できません」という旨の注意書きを記載させていただいております。

電線分岐用碍子TP-B2形は、電気的特性や機械的強度はJIS規格に合致する性能を有しておりますので、一般のキュービクルなどの電気設備にご使用いただく上では、まったく問題ありませんので、ぜひとも活用いただきたく、よろしくお願いたします。

以上